

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2003-281495(P2003-281495A)

【公開日】平成15年10月3日(2003.10.3)

【出願番号】特願2002-84741(P2002-84741)

【国際特許分類第7版】

G 06 K 19/10

B 42 D 15/10

G 06 K 17/00

G 06 K 19/07

G 06 K 19/08

H 04 L 9/32

【F I】

G 06 K 19/00 R

B 42 D 15/10 521

G 06 K 17/00 B

G 06 K 17/00 T

G 06 K 17/00 V

G 06 K 19/00 S

G 06 K 19/00 F

G 06 K 19/00 H

H 04 L 9/00 673D

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の情報の加工に用いられる情報であり、該第1の情報ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加された情報格納物に新たな情報を追加する情報追加装置であって、

前記記憶部に記憶された個別情報を読み取る読取部と、

前記第1の情報を入力する入力部と、

前記読取部で読み取られた前記個別情報と前記入力部で入力された前記第1の情報に対して特定の加工条件で加工する加工部と、

前記加工部で加工された加工情報を前記情報格納物に追加する追加部を備えることを特徴とする情報追加装置。

【請求項2】

第1の情報の加工に用いられる情報であり、該第1の情報ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加され、該第1の情報と該個別情報に対して加工した加工情報を保持する情報格納物の情報を判定する情報判定装置であって、

前記加工情報を読み取る第1の読取部と、

前記個別情報を読み取る第2の読取部と、

前記第1の読取部で読み取られた前記加工情報を逆加工して、加工前の前記第1の情報

及び前記個別情報に戻す逆加工部と、

前記逆加工部で戻された前記個別情報と前記第2の読み取部で読み取られた前記個別情報が一致しているかどうかを判定する第1の判定部を備えることを特徴とする情報判定装置。

【請求項3】

個人情報の加工に用いられる情報であり、該個人ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加されたカードに新たな情報を追加するカード作成装置であって、

前記記憶部に記憶された個別情報を読み取る読み取部と、

前記個人情報を入力する入力部と、

前記読み取部で読み取られた前記個別情報と前記入力部で入力された前記個人情報に対して特定の加工条件で加工する加工部と、

前記加工部で加工された加工情報を前記カードに追加する追加部を備えることを特徴とするカード作成装置。

【請求項4】

前記加工は、対称暗号、非対称暗号、デジタル認証、あるいは、関数変換による加工であることを特徴とする請求項3に記載のカード作成装置。

【請求項5】

前記特定の加工条件は、対象暗号の暗号鍵、非対称暗号の暗号鍵、デジタル認証の復号鍵、あるいは、関数変換の関数であることを特徴とする請求項3に記載のカード作成装置。

【請求項6】

前記個人情報は、指紋情報、パスワード、氏名、住所、あるいは、個人IDであることを特徴とする請求項3に記載のカード作成装置。

【請求項7】

前記追加は、電子的、印刷的、あるいは、磁気的な追加であることを特徴とする請求項3に記載のカード作成装置。

【請求項8】

個人情報を加工するための情報であり、該個人ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加され、該個人情報と該個別情報に対して加工した加工情報を保持するカードの情報を判定するカード判定装置であって、

前記加工情報を読み取る第1の読み取部と、

前記個別情報を読み取る第2の読み取部と、

前記第1の読み取部で読み取られた前記加工情報を逆加工して、加工前の前記個人情報及び前記個別情報に戻す逆加工部と、

前記逆加工部で戻された前記個別情報と前記第2の読み取部で読み取られた前記個別情報が一致しているかどうかを判定する第1の判定部を備えることを特徴とするカード判定装置。

【請求項9】

前記個人情報を入力する入力部と、

前記第1の判定部で前記個別情報が一致している場合に、前記逆加工部で戻された前記個人情報と前記入力部で入力された前記個人情報が一致しているかどうかを判定する第2の判定部を備え、前記個人情報の照合を行うことを特徴とする請求項8に記載のカード判定装置。

【請求項10】

前記第1の判定部で前記個別情報が一致している場合に、前記逆加工部で戻された前記個人情報を外部に出力し、前記個人情報の使用・利用が可能となることを特徴とする請求項8に記載のカード判定装置。

【請求項11】

前記第1の判定部で前記個別情報が一致している場合に、前記逆加工部で戻された前記個人情報を表示し、前記個人情報の確認が可能となることを特徴とする請求項8に記載の

カード判定装置。

【請求項 1 2】

前記第1の判定部で前記個別情報が一致している場合に、前記逆加工部で戻された前記個人情報と、予め前記カードに表記された個人情報が一致しているかどうかを判定する第2の判定部を備え、前記個人情報の確認を行うことを特徴とする請求項8に記載のカード判定装置。

【請求項 1 3】

前記加工は、対称暗号、非対称暗号、デジタル認証、あるいは、関数変換による加工であることを特徴とする請求項8ないし1 2に記載のカード判定装置。

【請求項 1 4】

前記逆加工は、対称暗号の復号、非対称暗号の復号、デジタル認証の復号、関数変換の逆変換による逆加工であることを特徴とする請求項8ないし1 2に記載のカード判定装置。

【請求項 1 5】

前記個人情報は、指紋情報、パスワード、氏名、住所、あるいは、個人IDであることを特徴とする請求項8ないし1 2に記載のカード判定装置。

【請求項 1 6】

前記保持は、電子的、印刷的、あるいは、磁気的な保持であることを特徴とする請求項8ないし1 2に記載のカード判定装置。

【請求項 1 7】

個人情報を加工するための情報であり、該個人ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加されたカードに新たな情報を追加する情報追加方法であって、

前記記憶部に記憶された個別情報を読み取る読み取ステップと、

前記個人情報を入力する入力ステップと、

前記読み取ステップで読み取られた前記個別情報と前記入力ステップで入力された前記個人情報に対して特定の加工条件で加工する加工ステップと、

前記加工ステップで加工された加工情報を前記カードに追加する追加ステップを備えることを特徴とする情報追加方法。

【請求項 1 8】

個人情報の加工に用いられる情報であり、該個人ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加され、該個人情報と該個別情報に対して加工した加工情報を保持するカードの情報を判定する情報判定方法であって、

前記加工情報を読み取る第1の読み取ステップと、

前記個別情報を読み取る第2の読み取ステップと、

前記第1の読み取ステップで読み取られた前記加工情報を逆加工して、加工前の前記個人情報及び前記個別情報に戻す逆加工ステップと、

前記逆加工ステップで戻された前記個別情報と前記第2の読み取ステップで読み取られた前記個別情報が一致しているかどうかを判定する判定ステップを備えることを特徴とする情報判定方法。

【請求項 1 9】

メディア情報の加工に用いられる情報であり、該メディアの内容ごとに個別の個別情報を記憶する記憶部を有するタグが付加され、該メディア情報の代わりに、

該メディア情報と該個別情報に対して加工した加工情報を記憶する記憶媒体を装着し、該メディア情報の再生を行う記憶媒体再生装置であって、

前記加工情報を読み取る第1の読み取部と、

前記個別情報を読み取る第2の読み取部と、

前記第1の読み取部で読み取られた前記加工情報を、前記第2の読み取部で読み取られた前記個別情報を用いて逆加工して、加工前の前記メディア情報を戻す逆加工部と、

前記逆加工部で戻された前記メディア情報を再生する再生部を備えることを特徴とする記憶媒体再生装置。

【請求項 20】

前記加工は、対称暗号、非対称暗号、デジタル認証、あるいは、関数変換による加工であることを特徴とする請求項19に記載の記憶媒体再生装置。

【請求項 21】

前記逆加工は、対称暗号の復号、非対称暗号の復号、デジタル認証の復号、関数変換の逆変換による逆加工であることを特徴とする請求項19に記載の記憶媒体再生装置。

【請求項 22】

前記メディア情報は、映像情報、音声情報、あるいは、ゲーム情報であることを特徴とする請求項19に記載の記憶媒体再生装置。